

# 国際的な組織再編等に伴う同族会社の借入債務に係る支払利息の損金算入 —ユニバーサルミュージック事件—【上】

明治学院大学法学部教授 渡辺 充  
日本年金機構品川年金事務所長(元) 渡部 政仁

第1審：東京地裁平27（行ウ）第468号，平29（行ウ）第503号，平30（行ウ）第444号，令元・6・27判決（LEX/DB25570412）  
控訴審：東京高裁令元（行コ）第213号，令2・6・24判決（LEX/DB25566739）  
上告審：最高裁一小令2（行ヒ）第303号，令4・4・21判決（LEX/DB25572104）

## Brush up point

ユニバーサルミュージック事件は、組織再編成を行った際に海外のグループ法人から借入れた資金に対する利息の支払について、法人税法132条を適用し、その借入れを否認した上で支払利息を加算する更正処分の妥当性が問題となったものである。第1審から上告審まで納税者勝訴の判決となったが、最高裁判決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 法人税法132条の「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、同族会社等の行為又は計算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当である。
- (2) 同族会社等による金銭の借入れが経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきものであり、本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものであるか否かは、①当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である。

※ ユニバーサルミュージック事件は、事実関係が複雑で、最高裁まで争われた事件です。そこで、今回は論文を【上】【下】に分けて掲載し、第41回【上】では、「Ⅰ事実関係」、「Ⅱ主たる争点と当事者の主張」、「Ⅲ判決の要旨」を述べて本件事件を整理し、次号第42回【下】で、この事件の問題点を解説するものとします。読者諸氏には、分割掲載となることとお許し下さい。

## Ⅰ 事実関係

〔1〕ユニバーサルミュージック合同会社（原告・被控訴人・被上告人、以下、「X社」という。）は、平成20年10月7日に設立された音楽事業を目的とする合同会社であり、フラ

ンスに本社を置くA社の傘下企業である。

ところで、A社は、全世界で事業を展開する多国籍企業グループの親会社である。A社グループは、音楽事業、メディア事業、テレビ事業、映画事業などを営んでいたが、国際的な企業買収を繰り返してきた結果、同グループを構成する直接又は間接の子会社は70か国に所在し、その数は約1000社となり、グループ内における、資本関係は複雑なものとなっていた。

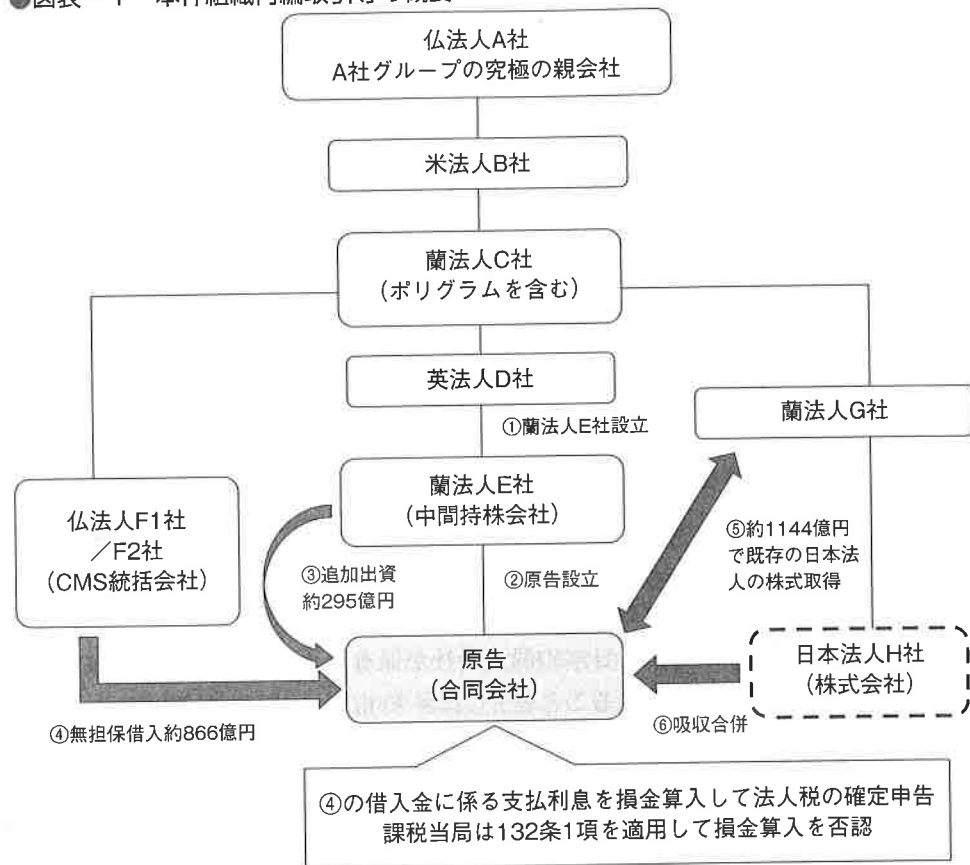
本件は、A社グループが、日本法人の組織再編も含めて、グローバルな組織再編行為等を行ったものであるが、全世界で展開する事業のうち音楽事業について、(1)法人格を持つ組織の数を減らすこと、(2)1つの国に1つの持株会社（統括会社）を設置し、その傘下に事業会社等を所属させること、(3)各国の会社に適切なレベルの負債を配分する（各国のグループ内で資本と負債のバランスを適正にする）といった3つの基本方針のもと、資本関係の整理や法人数の調整を目的として組織再編が行われたものである。

A社グループの日本法人においても、次のとおり、A社グループが作成した8つの目的の下、組織再編が行われた。①オランダ法人全体の負債を減少させるための弁済資金を調達すること、②日本の関連会社を1社の傘下にまとめること、③日本における音楽出版社を合併により1社とすること、④日本の関連会社が保有する円資金の余剰を解消し、A社が為替に関するリスクヘッジをすることなく、ユーロ市場での投資活動を行うことを可能にすること、⑤日本の関連会社の資本構成に負債を導入し、日本の関連会社が保有する円建ての資産及び日本の関連会社が生み出す円建てのキャッシュフローに係る為替に関するリスクを軽減すること、⑥業務と資本の各系統の統一を図ることにより経営を合理化・効率化すること及びUMO（後掲【図表-3】）のとおり、蘭法人E社の親会社である英法人が間接的に持分の100%を保有する英法人）が保有する資金の余剰を減少させること、⑦日本の関連会社を合同会社にするにより、米国の税制上のメリットを受け、又はデメリットを回避するとともに、X社を含む日本の関連会社の柔軟かつ機動的な事業運営を行うこと、⑧当時検討されていた日本における本件音楽部門法人以外の音楽事業会社の買収に備えること。

〔2〕A社グループは、日本の関連会社の組織再編等を目的として本件再編取引等を実行したが、関係する当事者も多く、複雑である。当事者の関係は、後掲の【図表-1】及び【図表-2】のとおりであるが、まず【図表-1】により、本件組織再編取引等の概要を示す。

X社は、平成20年10月7日に設立された音楽事業を目的とする合同会社であるが、蘭法人C社が全持分を保有する英法人D社が設立した中間持株会社である蘭法人E社の完全子会社として設立された。X社は、法人税法2条3号にいう内国法人であり、平成27年法律第9号による改正前の同条10号にいう同族会社に当たる。設立当初は資本金は200万円であったが、日本の過少資本税制に適合するように、同月29日、E社から295億円の追加出資（以下、「本件追加出資」という。）を受けた。また、X社は、同日、仏法人F1社/F2社（これらはCMS統括会社としてグループ内の資金集中管理を行う会社で、グループ内の資金余剰会社と資金不足会社を仲立するいわばグループ内金融機関である。）から、日本法人H社、J社及びK社（以下、「本件各内国法人」という。）の株式の購入代金及

●図表-1 本件組織再編取引等の概要



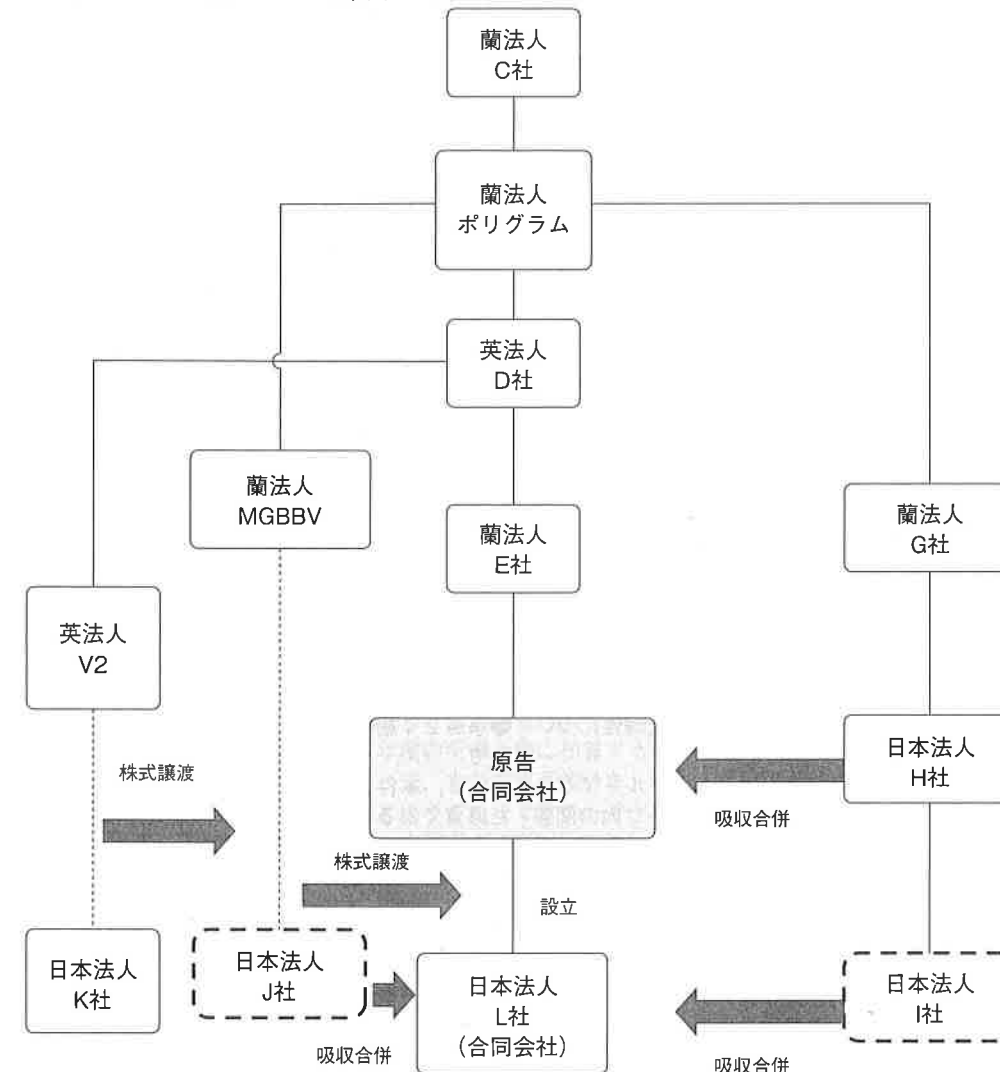
びその関連費用として、無担保で866億6132万円の融資を受けた。なお、本件借入れは、X社が多額の利益を生じていたH社を吸収合併することを前提として行われたものである。

次に、X社は、平成20年10月29日、日本法人H社、J社及びK社の株式について、蘭法人G社からH社の全発行済株式を1144億1800万円で取得し、また、蘭法人MGBBVからJ社の全発行済株式を14億6900万円で取得し、V2からK社の全発行済株式を代金2000ポンド（32万円）で取得した。

続けて、X社は、【図表-2】のとおり、平成20年11月6日に、合同会社L社を設立し、X社及びL社は、本件各内国法人の吸収合併を行う。X社とH社は、平成21年1月1日、X社を存続会社とし、H社を吸収合併（本件合併）し、L社とJ社及びI社は、平成21年7月1日に、L社を存続会社として、J社及びI社を吸収合併した。

〔3〕X社は、本件各事業年度において、平成20年12月期に10億4763万9069円、平成21年12月期に44億1081万6562円、平成22年12月期に39億0648万3229円、平成23年12月期に39億0648万3228円、平成24年12月期に38億1329万7033円の本件借入れに係る本件支払利息の額（総額170億8471万9121円）を損金の額に算入し、法人税の確定申告を行った。なお、平成21年12月期から平成24年12月期までの本件支払利息の額は、益金の額の過半に相当し、これを損金の額に算入すると法人税の額が大幅に減少することとなるものであった。

●図表-2 A社グループの日本子会社再編の概要



図表-1、図表-2ともに、太田洋「ユニバーサル・ミュージック事件 東京地裁判決の分析と検討〈上〉」INTERNATIONAL TAXATION (Vol. 39 No. 11) 32頁を筆者が修正

これに対し、所轄税務署長（被告・控訴人・上告人、以下、「Y」という。）は、上記の損金算入はX社の法人税の負担を不当に減少させる結果となるものであるとして、法人税法132条1項を適用し、その原因となる行為を否認し、X社の所得の金額につき本件支払利息の額に相当する金額を加算して、X社の本件各事業年度に係る法人税の額を計算し本件各処分をしたが、X社はこれを不服として所定の手続きを経て本訴に及んだ。

## II 主たる争点と当事者の主張

本件の主たる争点は、A社グループにおいて、複数に分散していた日本法人をX社1社の傘下にまとめることや、従来一致していなかった事業遂行上の指揮監督関係と資本関係を一致させることにより、グループ全体の経営を合理化、効率化することを目的としてなされた本件組織再編取引等が、法人税法132条にいう「これを容認した場合には法人税の負担を

不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たるか否かというものである。具体的な争点につき、第1審を中心に当事者の主張を掲げると、次のとおりである。

納税者の主張	税務当局の主張
<p>●争点1：法人税法132条1項の適用対象法人について</p> <p>X社は、法人税法132条1項にいう不当性要件の該当性については、当該行為の経済的合理性の有無によって判断すべきであるが、同族会社の行為又は計算に、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的があったと認められる場合には、その事実、不当性要件の評価障害事実として、同要件の認定判断において考慮する必要があり、正当な理由ないし事業目的があれば「不当」ということは困難であり、否認は許されないと解すべきであるとし、経済的合理性の有無の判断対象となる法人については、「その法人の行為又は計算」とは、更正対象法人の行為又は計算を意味するものであり、それ以外の法人の行為又は計算は、たとえ株主、グループ法人等「その法人」と密接な関係のある法人の行為又は計算であっても、これに含まれないと解すべきであり、本件においては、X社のみが「その法人」に該当すると主張した。</p> <p>●争点2：組織再編全体に係る経済的合理性について</p> <p>X社は、本件組織再編取引は、A社グループが全世界で買収を重ねた結果錯綜したグループ内の関連会社の関係を整理して事業を効率化するとともに財務上の利益を図るために実施されたものであり、本件8つの目的（上記「事実関係」における①～⑧）は、蘭法人の負債軽減（目的①）、日本法人の経営の合理化（目的②、③、⑥、⑦、⑧）及び日本法人の財務の合理化（目的④及び⑤）の3つの柱（本件8つの目的）を同時に達成するために行われたものであると主張した。</p> <p>また、本件借入れは、独立当事者間の経済条件で行われた取引であり、X社が、本件借入れによって得た資金を用いて、本件買収及び本件合併を行うことにより、H社の企業価値の全体（1144億1800万円相当）及びかかる企業価値から収益を生む力という経済的価値が新たにX社に流入している。したがって、本件借入れにより生ずる支払利息（年約40億円）は、H社の事業をそのまま承継するX社が営業利益によって賄うことができる範囲内のものであったし、X社の貸借対照表上の純資産がマイナスで債務超過の状態になっていることは、X社の資金調達専らCMS（筆者注：グループ内の資金集中管理を行う会社で、グループ内の資金余剰会社と資金不足会社を仲立するいわばグループ内金融機関である。）に基づきH社の信用力によって行われることから、外部の金融機関に対する信用力の低下や倒産リスクを生じさせるものではない。</p> <p>以上、本件借入れを含む本件組織再編取引等の8つの目的は、合理的で手段も相当であり、本件借入</p>	<p>●争点1：法人税法132条1項の適用対象法人について</p> <p>Yは、法人税法132条1項の「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」と認められるか否かは、同項の趣旨に照らせば、経済的、実質の見地から、純粋経済人の行為として不合理、不自然な行為と認められるか否かという客観的、合理的基準により判断されるべきであるとして、法人税法132条1項の趣旨からしても、同族会社間等による複数の行為又は計算が積み重なることによって税負担減少結果が生じている場合には、当該複数の行為又は計算を一体として「その法人の行為又は計算」に該当すると解し得ると主張した。</p> <p>そこで、経済的合理性の有無の判断対象となる法人については、本件借入れは、実質的にみれば、H社の存在を抜きにしてはあり得ない行為であったものであり、X社とH社が一体となってした行為であったというほかないものであるから、X社とH社は、経済的、実質的に同一視される一体のものであったというべきであるとした。</p> <p>●争点2：組織再編全体に係る経済的合理性について</p> <p>Yは、本件借入れは、X社がH社株式を取得した原資である本件増資及び本件借入れに係る資金であり、A社からA社グループ法人を経由してX社に提供されたものであり（A社からX社への資金提供）、また、X社から蘭法人G社に支払われたH社株式の取得代金は、A社グループ法人を経由して再度A社に還流された（X社からA社への資金回収）という会計処理がされているので、このことをX社の視点からみれば、H社株式の取得代金の原資となった本件増資及び本件借入れに係る資金は、X社自身が蘭法人G社に対して支払ったH社株式代金がA社グループ法人間を経由して還流されたものといえ、本件一連の行為は、上記のようなA社グループ内の資金還流によって初めて実行可能なものであるといえると主張した。</p> <p>したがって、本件一連の行為は、全ての取引当事者がA社グループ法人であって、A社がX社の意思決定を自由に支配し得るとい同族会社であればこそ実現可能なものであるから、本件一連の行為は、同族会社でなければ通常なし得ないものであることが明らかであると主張した。</p>

れがX社にとって経済的合理性を有することは明らかであり、本件借入れをするか否かは経営判断であって、法人税法132条1項の適否に際し、その経営判断の不当性に立ち入った判断をすることはできないと主張した。

### III 判決の要旨

本件は、第1審、控訴審及び上告審ともに納税者が勝訴するが、その各判示内容の要旨は、次のとおりである。

第1審	控訴審	上告審
<p>●争点1：法人税法132条1項の適用対象法人について</p> <p>東京地裁は、経済的合理性の有無を判断する対象となる法人について、次のとおり判示し、適用対象法人は、X社であるとしている。「法人税法132条1項は、『次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合』において、『その法人』の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、『その法人に係る』法人税の課税標準等を計算することができる旨規定している。このような同項の文言によれば、『その法人』とは、法人税につき更正又は決定を受ける法人（更正対象法人）をいうものであると解される。本件においては、本件各更正処分を受けた法人であるX社がこれに該当する。」</p> <p>なお、Yの経済的合理性の有無を判断する対象となる法人は、更正対象法人に限られるものではないとする主張については、「当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮すべきであるから、本件借入れがその一部に組み込まれている本件一連の行為に係る事情や、グループ法人としてX社と密接な関係にあったH社に係る事情も考慮すべきことは当然である。」が、Yの主張は、「法人税法132条1項の明文に反するものであって、採用することができない。」と判示した。すなわち、「本件借入れが本件一連の行為の一環としてされたものであることを考</p>	<p>●争点1：法人税法132条1項の適用対象法人について</p> <p>東京高裁は、次のとおり判示し、直接的ではないが第1審と同様に、適用対象法人は、X社のみであるとしている。「Yは、法人税法132条1項に基づき本件借入れを否認し、否認された本件借入れに代えてその適正と認めるところとして、X社が本件各事業年度における損金の額に算入した本件利息の額を本件各事業年度の所得金額に加算することとして、本件各更正処分をしたものということができる。そうすると、本件各事業年度におけるX社の法人税につき、これを容認した場合には法人税の負担を減少させる結果となる『その法人の行為又は計算』は、本件借入れであると認められる。このことは、本件各更正処分等の根拠及び適法性に関するX社の主張（原判決別紙9）に照らしても明らかである。これに対し、Y主張に係る本件一連の行為又はこのうち本件設立を除く各行為は、以上に説示したところと照らし、本件借入れを除けば、これを容認したとしても、本件各事業年度におけるX社の法人税の負担を減少させる結果となると認められない。そうすると、本件借入れ以外のY主張に係る上記各行為は、本件各更正処分の適法性を検討するに当たり、法人税法132条1項に基づく同族会社等の行為計算の否認の対象となる『その法人の行為又は計算』に当たるとはいえない。」</p>	<p>●争点1：法人税法132条1項の適用対象法人について</p> <p>最高裁は、争点1につき特に判示していない。（なお、次の判示にみられるように、随所にグループ全体を適用対象法人として解釈できる含みを持たせている内容があるので指摘しておく。）</p> <p>「本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価されることとなる。」</p> <p>「本件企業グループは、各国の法人間で資本と負債のバランスを適正にするなどの基本方針の下で組織再編成を行ってきた……本件音楽部門のオランダ法人全体の負債を軽減するための弁済資金を調達する目的、日本の関連会社やUMO（筆者注：【図3】参照）が保有する資金の余剰を解消し、A社による為替に関するリスクヘッジを不要とする目的等があった……」</p> <p>「本件組織再編取引等には、日本の関連会社の資本構成に負債を導入する目的があったところ……上記目的には、多額の利益を生じたH社の事業を承継したX社に対して多額の利息債務を負担させることにより、X社の税負担の減少をもたらすことが含まれてい</p>

慮しても、法人税の負担を減少させたのは本件借入れによるものであり、本件設立、本件増資、本件買収及び本件合併の各行為は法人税の負担の減少とは無関係であるから、これらの行為について同項による否認の対象とする必要性はないとしたのである。

●争点2：組織再編全体に係る経済的合理性について

(1) 東京地裁は、本件借入れに係る経済的合理性について、本件8つの目的が、A社グループ全体にとってだけでなく、X社にとっても経済的合理性を有するものといえるかについて、順次検討した。

まず、①日本の関連会社に係る資本関係の整理については、「異なる親会社の下にあった本件各日本法人につき資本関係を再編成するとともに、2つの音楽出版会社を1つの法人に統合し、さらに、オランダ法人の子会社であったH社及びJ社を英国法人の資本下に置くことによって事業遂行上の指揮監督関係と資本関係を一致させること……は、資本関係の簡素化や経営の効率化等の観点から、いずれも経済的合理性を有するものであると認められる。」と判示した。

次に、②グループ内における負債の経済的負担の配分の問題に関しては、「財務上の観点からすると、負債の経済的負担が過度に重くなっている蘭法人のUMGT（筆者注：F1/F2と同様のCMS統括会社）又はF1社/F2社に対する負債を減少させ、これに代えて、多額の営業利益を計上し支払利息が極めて少ない日本法人に負債を負わせること……は、A社グループの財務戦略として不合理なものではない……なお、多額の営業利益を計上している日本法人に負債を負わせれば、これにより日本法人の法人税の負担も減少することとなるが……財務上の観点から日本法人に負債を負わせることが不合理といえない以上、法人税の負担の減少という税務上の効果が併せて得られ

●争点2：組織再編全体に係る経済的合理性について

(1) 東京高裁は、まず、国際的な企業集団の再編等の一環としてされた本件借入れについての不当性の判断枠組みにつき、次のとおり判示した。

「(本件)借入れが当該同族会社の属する企業集団の再編等……の一環として行われた場合には、組織再編成を含む企業再編等は、その形態や方法が複雑かつ多様であるため、これを利用する巧妙な租税回避行為が行われやすく、租税回避の手段として濫用されるおそれがあること等に照らすと、〔1〕当該借入れを伴う企業再編等が、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、〔2〕税負担の減少以外にそのような借入れを伴う企業再編等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情も考慮した上で、当該借入れが経済的合理性を欠くか否かを判断すべきである。」

なお、いわゆる『独立当事者間取引』による否認の枠組みについては、「当該借入れが企業再編等の一環として行われた場合には、企業再編等自体が、その形態や方法が複雑かつ多様であり、基本的には、いかなる必要性に基づいてどのような形態、方法で行うかにつき当該企業集団の自律的判断に委ねられるものであることからすると、独立当事者間の通常の取引に相当する企業再編等の形態、方法を想定することは極めて困難である。」と否定した。

(2) 次に、本件再編スキームに基づく本件組織再編取引等に関す

たとわざるを得ない」  
「本件組織再編取引等は、これを全体としてみたときには、経済的合理性を欠くものであるとまでいうことはできず、本件借入れは、その目的において不合理と評価されるものではない。」

●争点2：組織再編全体に係る経済的合理性について

(1) 最高裁は、「本件組織再編取引は、本件音楽部門において日本を統括する会社としてX社を合同会社として設立することは、X社についてチェック・ザ・ボックス規則による構成員課税を選択することを可能にするとともに、より機動的な事業運営を可能にするものであるから、本件音楽部門や本件企業グループ全体にとって有益である。」「本件企業グループは、各国の法人間で資本と負債のバランスを適正にするなどの基本方針の下で組織再編成を行ってきたところ……本件財務関連取引を含む本件組織再編取引等には、日本の関連会社の資本関係及びこれに対する事業遂行上の指揮監督関係を整理して法人の数を減らす目的、機動的な事業運営の観点から本件音楽部門において日本を統括する会社を合同会社とする目的、本件音楽部門のオランダ法人全体の負債を軽減するための弁済資金を調達する目的、日本の関連会社やUMOが保有する資金の余剰を解消し、A社による為替に関するリスクヘッジを不要とする目的等があったといえることができ、本件組織再編取引等は、これらの目的を同時に達成する取引として通常は想定されないものとはいえない上、本件財務関連取引の実態が存在しなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。」と判示した。

また、「本件組織再編取引等には、税負担の減少以外に、前記に説示したとおりの目的があり、これらは、本件組織再編取引等を行う合理的な理由となるものと評価することができる。」とし、「本件組織再編取引

ることをもって、かかる財務上の目的による行為の経済的合理性が否定されるものではない」と判示した。

③日本法人であるH社に生じていた余剰資金約363億円や英国法人であるUMOに生じていた約2億ポンドの余剰資金に関する為替リスクのヘッジに係るコストに関しては、「余剰資金を解消し、本件ユーロ・円通貨スワップ取引及び本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を終了させること……は、上記各取引による手数料負担を免れ、資産管理のコストを軽減するものとして、経済的合理性を有するといえることができ」とし、

④資本関係の整理に関する統括会社の問題については、「日本に設置する統括会社の組織形態を株式会社でなく合同会社にするによって……米国税制上構成員課税を選択できるようにするとともに、将来の企業買収に備えて機動的な事業運営ができるようにすること……は、経済的合理性を有するものといえる。」と判示した。

以上を前提とし、本件8つの目的を同時に達成しようとするものの合理性についても、「本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、本件8つの目的を全て達成することができるものであり、本件8つの目的を達成する手段として相当であったと認められる。」と判示した。

(2) X社における本件借入れについての経済的合理性については、借入金額(約866億円)は、H社買収及びJ社買収に係る株式購入資金のうち本件増資では足りない分を賄うためのものであるところ、「その購入価格の大部分を占める日本法人H社株の価格(約1144億円)は、ダフ・アンド・フェルプス社による株式価値算定分析に基づき決定されたものであり、その価格が不当に高額であるとは認められ(ず)……本件借入れに係る返済条件について見ると……これらの定めはX社にとって不当

る8つの目的については、大要、第1審判決を支持し、「本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、本件8つの目的を〔ア〕日本の関連会社の経営の合理化、〔イ〕A社部門のオランダ法人の負債軽減及び〔ウ〕日本の関連会社の財務の合理化という観点から分けて検討してみても、不自然なものではなく、税負担の減少以外にこれを行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するといえ、X社(ひいては、その完全子会社になった後、X社に吸収合併されることになるH社)に税負担の減少以外の経済的利益をもたらすものといえるのであるから、本件8つの目的を同時に達成しようとしたものという観点からみれば、より一層、不自然なものではなく、税負担の減少以外にこれを行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在し、X社(ひいては、その完全子会社になった後、X社に吸収合併されることになるH社)に税負担の減少以外の経済的利益をもたらすものであるといえることができる。」と判示した。

(3) X社における本件借入れについての経済的合理性についても、第1審判決を支持し、「本件借入れの目的、金額、期間等の融資条件、無担保としたことの理由等を個別に検討したところを照らしてみても、本件借入れが専ら経済的、実質の見地において純粋経済人として不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであるというべき事情は見当たらない。」と判示した。

(4) なお、Yは、X社には実質的に資金需要がなかったにもかかわらず、グループ内の組織再編により買収資金という見かけ上の資金需要が作出されたこと、本件キャッシュフローは、巨額の資金をX社を含むグループ内で還流させるだけのものであったことなど、租税回避以外に本件には正当で合理的な事業目的等はなかったと主張したが、

等は、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるとまではいえず、また、税負担の減少以外に本件組織再編取引等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在したものであるといえることができる。」と判示した。

(2) 次に、本件借入れの経済的合理性については、

「本件借入れは無担保で行われ、X社は本件借入れが一因となって最終的に貸借対照表上は債務超過となっていることがうかがわれるなど、本件借入れには独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引とは異なる点もある。」としながらも、「本件借入れは、本件各内国法人の株式の購入代金及びその関連費用にのみ使用される約定の下に行われ、実際に、X社は、株式を取得して本件各内国法人を自社の支配下に置いたものであり、借入金額が用途との関係で不当に高額であるなどの事情もうかがわれない。また、本件借入れの約定のうち利息及び返済期間については、X社の予想される利益に基づいて決定されており、現に、本件借入れに係る利息の支払が困難になったなどの事情はうかがわれない。そうすると、上記の点があることをもって、本件借入れが不自然、不合理なものとはいい難い。」とその経済的合理性を是認した。

(3) 以上の諸事情を総合的に考慮し、結論として、「本件借入れは、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものとはいえない。したがって、本件借入れは、法人税法132条1項にいう『これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』には当たらない」と判示した。



## 資産税関係

# 不動産登記制度の見直しと 相続土地国庫帰属法の創設

### 1 はじめに

所有者が分からない土地は、利用や管理が困難であるため、公共事業や災害復興の妨げになっている。こうした所有者不明土地問題を解決するために不動産登記法が改正され、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が令和3年4月に成立した。

### 2 不動産登記制度の見直し

所有者不明土地の発生の予防の観点から、不動産登記法を改正し、これまで任意とされてきた相続登記や住所変更登記の申請を義務化する。具体的には、以下(1)~(4)の通りである。

#### (1) 相続登記の申請を義務化 (不動産登記法76の2)

不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を義務付ける。また、遺産分割が成立した場合にはその内容を踏まえた登記申請をすることも義務付ける。正当な理由のない申請もれには10万円以下の過料の罰則がある(不動産登記法164, 令和6年4月1日に施行)。

#### (2) 相続人申告登記を新設(不動産登記法76の3)

登記の手続的な負担を軽減し、相続登記の申請義務を簡易に履行することを可能にするため、相続人が登記名義人の法定相続人である旨を申し出る相続人申告登記を新設し、申請義務の履行手段の一つとする(令和6年

4月1日施行)。

(3) 登記名義人の死亡等の事実の公示(不動産登記法76の4)  
登記で登記名義人の死亡の有無の確認を可能にするため、登記官が他の公的機関(住基ネットなど)から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号で表示する(令和8年4月までに施行)。

(4) 住所変更登記の義務化(不動産登記法76の5)  
住所変更登記に関しては、所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内に変更登記の申請をすることを義務付ける。正当な理由のない申請もれには5万円以下の過料の罰則がある(不動産登記法164②, 令和8年4月までに施行)。

### 3 相続土地国庫帰属法の創設

#### (1) 制度の概要

所有者不明土地の発生の予防の観点から、相続等により所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させる制度が創設される(令和5年4月27日施行)。

#### (2) 制度の創設の背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加していること。
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いていること。

#### (3) 申請権者

申請ができるのは、相続又は遺贈(相続人に対する遺贈に限る)により土地を取得した者に限られている。共有地の場合は、共有者全員で申請する必要がある。

### 4 おわりに

上記3の新法の適用については、次のとおり適用要件があるので留意が必要である。

- ① 通常の管理又は処分するにあたり過分の費用又は労力を要する次のような土地に該当しないこと
  - ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地
  - イ 土壌汚染や埋設物がある土地
  - ウ 崖がある土地
  - エ 権利関係に争いがある土地
  - オ 担保権等が設定されている土地
  - カ 通路など他人によって使用される土地
- ② この制度の利用者は、法務大臣の審査手数料のほか、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金(詳細は政令で規定)を国へ納付する必要がある。

参考資料 法務省 HP  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00343.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)

〔 右山研究グループ  
 税理士 出岡 伸和 〕

に不利益となるものとは認められない。」結局、「本件8つの目的を本件組織再編取引等により達成したことは、A社グループ全体にとってだけでなくX社にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れはX社に不当な不利益をもたらすものとはいえないから、これらがX社にとって経済的合理性を欠くものであったと認めることはできない。」と判示した。

(3) 以上、結論として、「X社による本件借入れについては、法人税の負担が減少するという利益を除けばこれによって得られる経済的利益がおよそないとか、あるいは、これを行う必要性を全く欠いているなどということはないから、専ら経済的、実質の見地において、純粋経済人として不自然、不合理なものとはいえず、したがって、経済的合理性を欠くものと認めることはできない。」として、本件各更正処分等は違法であると判示した。

これらについては、「仮にその同族会社単体でみたときには当面の資金需要がなかったとしても、当該企業集団として、企業集団全体の財務マネジメントその他の経営判断から、その同族会社において他の企業を買収する資金を負担することが合理的に必要なような場合には、その同族会社にとっても合理的な資金需要になると考えられる。」と判示した。

「IV解説」は次号の【下】に続く。

# 国際的な組織再編等に伴う同族会社の借入債務に係る支払利息の損金算入 —ユニバーサルミュージック事件—【下】

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

日本年金機構品川年金事務所長(元) 渡部 政仁

第1審：東京地裁平27（行ウ）第468号，平29（行ウ）第503号，平30（行ウ）第444号，令元・6・27判決（LEX/DB25570412）

控訴審：東京高裁令元（行コ）第213号，令2・6・24判決（LEX/DB25566739）

上告審：最高裁一小令2（行ヒ）第303号，令4・4・21判決（LEX/DB25572104）

## Brush up point

ユニバーサルミュージック事件は、組織再編成を行った際に海外のグループ法人から借入れた資金に対する利息の支払について、法人税法132条を適用し、その借入れを否認した上で支払利息を加算する更正処分の妥当性が問題となったものである。第1審から上告審まで納税者勝訴の判決となったが、最高裁判決のポイントは、次のとおりである。

- (1) 法人税法132条の「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、同族会社等の行為又は計算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当である。
- (2) 同族会社等による金銭の借入れが経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきものであり、本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものであるか否かは、①当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である。

※ 前号第41回【上】では、ユニバーサルミュージック事件の事実関係を整理しました。本号第42回【下】では、本件の問題点につき、解説します。

## IV 解 説

### 1. 問題の所在

本件は、A社グループが、日本法人の組織再編も含めてグローバルに行った組織再編取引等の経済的合理性の有無と法人税法132条の適用が問題となっている。そこで、本稿では、争点に従って、(1)法人税法132条1項の「その法人の行為又は計算」の判断対象は何か、(2)本件組織再編取引等の経済的合理性とは何か、という2点について検討する。

なお、本稿は、基本的に、最高裁判決につき反対の立場に立つものである。すなわち、本件では、第1審から上告審に至るまで、同族会社行為計算否認規定における不当性要件につき、「経済的合理性基準」を採用しつつも、ヤフー事件最高裁判決（最高裁一小平成28年2月29日判決）を想起させるような「考慮事情」が示されており、わが国における事情だけでなく、納税者たる同族会社が属する多国籍グループ全体にとって経済的合理性が存在するかどうかを、当該グループが展開する各国における事情をも考慮した上で、最高裁は原判決の結論を維持した。すると、多国籍企業グループがグローバルな組織再編行為等を行う際に、法人税法132条の同族会社に係る行為計算否認規定の適用を受けないようにするためには、グループ全体で組織再編行為等を行うことの経済的目的を明確にし、その経済的目的を達成できる合理的な事業目的のあるスキームを構築しておけば、法人税法132条の適用を回避することが可能となるのである。

本判決は、外国法人であっても同族会社である多国籍企業グループが、グループ内の日本法人を利用して合理的な事業目的のある組織再編行為等を行うことによって租税回避を行うことを可能ならしめる危険な内容を含むものであり、「木を見て森を見ず」といった大事な視点を見失っているものと考えられる。

### 2. 法人税法132条1項の「その法人の行為又は計算」の判断対象は何か

〔1〕まず、法人税法132条1項の規定にある「その法人の行為又は計算」の意義について検討する。条文を確認すると、次のとおりである。

「第132条 税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一 内国法人である同族会社

二 イからハまでのいずれにも該当する内国法人（以下、省略）」

すなわち、本条項ではその主体を判断する際に、「その法人」を限定的に読むのか、それとも「その法人の行為又は計算」として背後にある全体像をも加味して、「その法人の……法人税の負担を不当に減少」させることがあったのか否かを解釈できるのか問題である。この点につき、本件では、上記のとおり争点1として、当事者は、大要次のとおり主張した。

X社は、経済的合理性の有無の判断対象となる法人については、たとえ株主、グループ法人等「その法人」と密接な関係のある法人がいたとしても、これは含まれないと解すべきであり、本件においては、まさにX社のみが「その法人」に該当すると主張した。

一方、Yは、法人税法132条1項の趣旨からして、同族会社間等による複数の行為又は計算が積み重なることによって税負担減少結果が生じている場合には、当該複数の行為又は計算を一体として「その法人の行為又は計算」に該当すると解し得るとし、本件の場合には、特にH社の存在を抜きにしてはあり得ないスキームであることから、X社とH社は経済的、実質的に同一視される一体のものであると主張した。また、控訴審においても、

本件一連の行為は、「X社を中心とするA社グループ法人の行為」として、それぞれ先行する行為を前提として積み重ねられた行為であり、その結果、H社ないしX社の欠損金額が増加し又は課税対象所得や法人税額が減少したのであるから、本件一連の行為が一体として税負担減少結果を生じさせたものとして「その法人の行為又は計算」を解釈しなければならないとした。

〔2〕これに対し、第1審東京地裁は、正面からこの問題を取り上げ、「同項の文言によれば、『その法人』とは、法人税につき更正又は決定を受ける法人（更正対象法人）をいうものであると解される。」と判示した。そして、「経済的合理性の有無を判断する対象となる行為又は計算は、法人税の負担を減少させる結果を直接生じさせる行為又は計算（直接起因行為）であると解するのが相当である」として、これを本件に当てはめると、「本件各事業年度におけるX社の法人税額を減少させる結果を直接生じさせた行為（直接起因行為）は、本件借入れであり、X社は、本件借入れに基づき、（フランス法人である）F1社/F2社に対して支払った本件利息の額を本件各事業年度における損金の額に算入したために、課税対象所得が減少し、その結果法人税の額が減少したものである。」とし、「X社による本件借入れを対象として、その経済的合理性の有無を判断するのが相当である。」と判示した。

次に、東京高裁は、この点につき判決の中では直接明言していないが、第1審と同様に、経済的合理性の有無を判断する対象となる法人はX社であり、X社の本件借入れについて、不当性要件該当性を検討するものとした。しかし、不当性要件の判断に当たっては、「借り入れが当該同族会社の属する企業集団の再編等……の一環として行われた場合」には、「組織再編成を含む企業再編等は、その形態や方法が複雑かつ多様であるため、これを利用する巧妙な租税回避行為が行われやすく、租税回避の手段として濫用されるおそれがある」として、X社のみを経済的合理性の有無を判断する対象となる法人とするのではなく、X社が含まれる企業グループが行った一連の複数の取引ないし行為の一環としてなされた主体を念頭におくことができるという含みを残している。

また、最高裁も判決の中では本件争点につき明言はしていないが、上記判示内容で指摘したとおり、随所に、本件全体のスキームを眺めている点に注目したい。

〔3〕本稿は、経済的合理性の有無を判断する対象となる法人は、直接的には吸収合併をされたH社を含んだX社であると解釈する点は、現行法のもとではやむを得ないと考えるにしても、本件借入れは、A社グループの日本法人において本件8つの目的の下に統一的に実施されてきたものであり、一連の行為である本件組織再編取引等の一環としてなされたものであると考える以上、経済的合理性の判断の有無は、仮に本件8つの目的のそれぞれについて検討を加えるにしても、最終的にはそこにA社グループ全体として租税回避の意思があったのか否か、租税回避をするために一連の行為である本件組織再編取引等を利用してはなかったのか、本件組織再編取引等は不自然、不合理なものではなかったのかということ、本件借入れを含む本件組織再編取引等の全体を対象として判断すべきであるとする。

この経済的合理性の有無を判断する対象について、吉村論文は、「処分庁・国側の主張

は、企業再編及びグループ内での融資を捉えて、これを『一連の行為』と括り出し、その経済（不）合理性を問題視するという理論構成が基礎になっている。』\*1として、経済的合理性を判断するにあたっては、「一連の取引」がどう切り取られるかによって、裁判所の判断が変わるのではないかと考えている。つまり、「IDCF事件（最判平成28年2月29日民集70巻2号470頁）を典型として、たしかに一連の行為の結果として、不合理な迂回が生じている租税回避類型は考えられる。例えば、結果として適用要件を充足しているものの、それは迂回的なステップの介在によって生み出されたものであって、通常想定される手順・方法との乖離を生じている場合には、一連の行為全体としての不合理性（不自然性）を認定する判断がありうる。もっとも、一般的な傾向としては、考慮される取引の範囲を広く捉えるよりも、税負担の減少を意識した特定のステップを取り上げるほうが、経済的合理性が否認される可能性が高くなると考えられる。特に企業再編において、その目的（non-tax purpose）は当事者の提示するものに依拠することになるし、さらに複数の目的が掲げられている場合には、この傾向が顕著に認められることになるだろう。現に、企業再編等の目的との関係で手段の相当性を判断するという控訴審判決の枠組みは、X社の採用した各ステップの経済的合理性を肯定する方向に作用しているように見えるのは前述のとおりである。』\*2と指摘し、「企業再編等の局面における同族会社の行為計算否認規定の適用については、経済的合理性の判断に際して切り取られる取引の範囲が重要になるケースが多い」\*3と考えている。

なお、太田・増田論文は、本件におけるYの主張に対して、「形式的には別個独立の一連の取引を、裁判所が実質に応じ、税務上、一つの取引として取り扱うことを許容する原則である『ステップ・トランザクションの法理（段階取引の法理）』を適用すべきことを主張しているように見えるが……否認の対象は本件借入れであるとしていて……一連の行為全体を単一の取引ないし行為と読み替えるべきことまで主張したものでないから……国側の主張は厳密には『ステップ・トランザクションの法理（段階取引の法理）』を適用すべき旨の主張とは言い難い」\*4と指摘している。

このステップ・トランザクションの法理は、実は、上記吉村論文の議論もこれを前提としているものであるが、アメリカにおける判例法理として発展したものである。ステップ・トランザクションの法理において、一連の取引を1つの取引として判断する判定基準には、次の3つがある。①「拘束的約定基準」……第1のステップにおいて第2のステップが続くことが拘束力のある合意によって約束されている場合に、両ステップを単一の取引として認定するという考え方。②「相互依存基準」……複数のステップがすべて完了しない限り、その全部または一部が意味を失ってしまう場合、それらを単一の取引として認定するという考え方。③「最終結果基準」……複数のステップが最終の結果を実現するために当

\*1 吉村政穂「ユニバーサルミュージック事件控訴審判決—新しい問題領域の発見と今後の展望—」税務弘報(2021.1) 142頁

\*2 吉村・\*1・142頁

\*3 吉村・\*1・143頁

\*4 太田洋 増田貴都「ユニバーサルミュージック事件東京高裁判決の分析と検討<下>」INTERNATIONAL TAXATION Vol.40 No11, 12頁~13頁

初から意図された計画の一部にすぎない場合は、それらを単一の取引として認定するという考え方。したがって、本件をあえてこれに当てはめると、③に該当し、A社グループ全体のグローバルなタックス・プランニングの中で、A社グループ全体の法人税を減らすために、日本法人の組織再編等を濫用したものというべきであり、本件は、本件借入れを含む本件組織再編取引等の全体を対象として、経済的合理性の有無を判断すべきであったと考えるのである。しかし、この議論は、いまだわが国で醸成しているとはいえ、安易に借用することはできないところである。

そこで、次に、本条項の主体をめぐる議論に、租税回避の目的があったか否かという側面を再検討し、さらに吟味を続けるものとする。

3. 本件組織再編取引等に租税回避の目的はあったか否か

〔1〕本稿は、経済的合理性の有無を判断する対象となる法人は、直接的には吸収合併をされたH社を含んだX社であると考えられるものの、本件借入れは、A社グループの日本法人において本件8つの目的の下に統一的に実施されてきたものであり、本件借入れは、一連の行為である本件組織再編取引等の一環（1つの取引）としてなされたものであると位置付け、本件が租税回避を目的とした“潜脱行為”に過ぎない点を検証する。

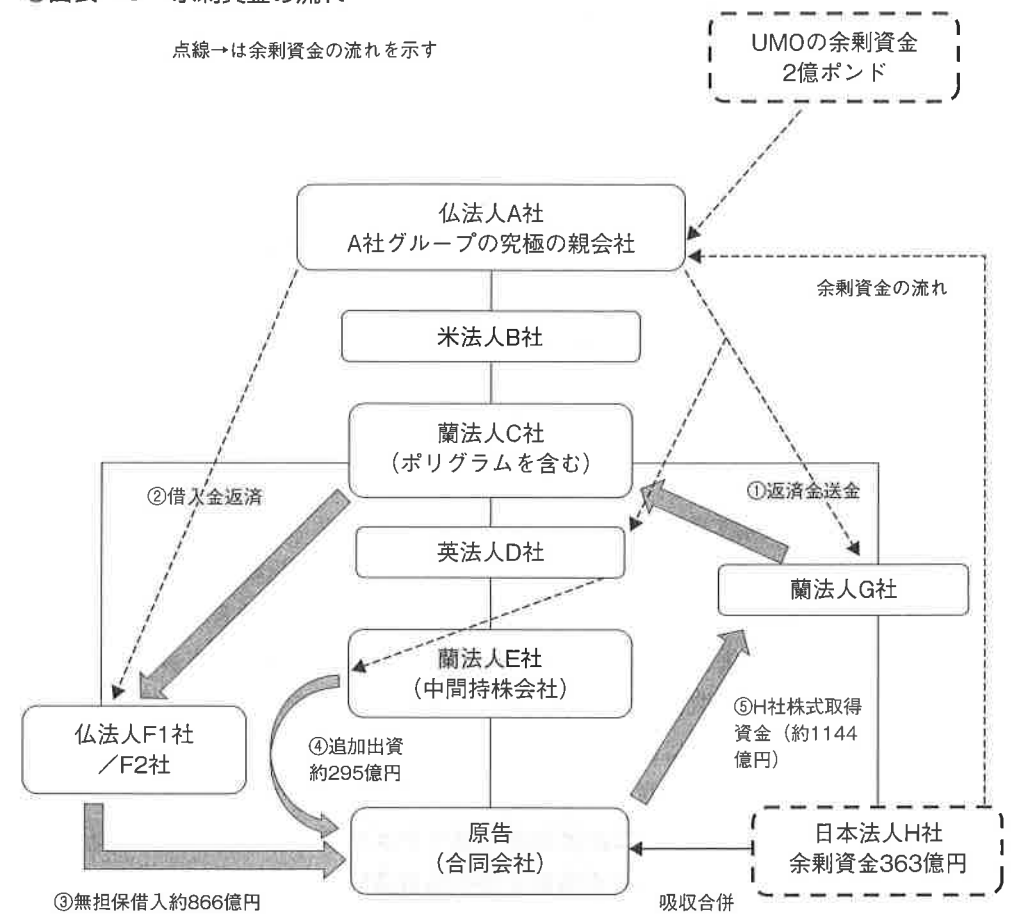
〔2〕まず、デット・プッシュ・ダウンについて検討をする。一般に、企業グループにおいて借入金の返済に係る経済的負担を資本関係の下流にある子会社に負担させる場合（デット・プッシュ・ダウン）において、その経済的負担をグループ内のどの子会社に負わせるかについては、財務上の観点からは、規模が大きく多額の利益を計上している事業会社に対してより多くの負債を負担させることが合理的であるとされている。また、税務上の観点からは、税率の高い国で多額の利益を計上し多額の税金を負担している会社に対してより多くの負債を負担させることが合理的であるとされている。

本件においては、本件音楽部門の蘭法人全体の負債を軽減するための弁済資金を調達する目的で、日本法人であるH社が保有する資金の余剰を解消し、その余剰資金をもって蘭法人が有する仏法人F1社/F2社への借入金を返済し、X社は、F1社/F2社からの約866億円の無担保借入れを受け入れることで、蘭法人の負債を軽減し、日本法人であるX社に資本構成において負債を導入するという目的を達成している。つまり、A社グループの3つの基本方針の下、8つの目的を実行するために、A社グループ全体の組織再編の中で、デット・プッシュ・ダウンが行われたが、日本法人が果たした役割がなんであったのが重要である。

本稿は、これら一連の取引について、それぞれ個別に経済的合理性の有無を判断するとすれば、民間企業であるA社グループの本件8つの目的は、経営効率化の観点から、経済的合理性を有しており、評価できるものであると言えなくもないと考えるが、次の【図表-3】に示すように、借入金に係るこれら一連の取引は、資金の流れに着目すると、次のとおりとなっている。①蘭法人G社から蘭法人C社へ同社の負債返済のための資金を送金、②蘭法人C社はその資金をもって仏法人F1社/F2社へ負債を返済、③仏法人F1社/F2社は日本法人であるX社へ無担保貸付を実行、④X社は自身の直接の親会社である蘭法人E社から追加出資を受ける、⑤X社は仏法人F1社/F2社からの借入金及び

●図表-3 余剰資金の流れ

点線→は余剰資金の流れを示す



蘭法人E社からの出資金を原資として、日本法人H社の株式取得代金として、蘭法人G社へ支払を行っている。

本件一連の取引をみた場合、関係者間を資金が一巡するものとなっているが、当該取引を実行するに当たって、どの法人も手元に資金があるわけではなく、どの法人を起点にしても取引を開始することはできないが、実際にはすべてが“同日付の取引”で実行されている。取引を実行するためには、当該取引を実行するための資金が必要であるが、A社が着目したのは、X社が吸収合併を予定しているH社の保有する余剰資金363億円とUMOの保有する2億ポンドであり、当該余剰資金は、究極の親法人であるA社を通じて、蘭法人G社、英法人D社、仏法人F1社/F2社に渡り、その資金をX社に還流させることによって、H社の吸収合併を可能にした取引であった。

本件借入れを含む本件組織再編取引等一連の行為を、本件組織再編取引等の一環（1つの取引）としてみれば、日本法人であるH社の余剰資金（一部UMOの余剰資金）がA社グループ内で還流し、X社に渡り、結果としてX社のH社の買収資金に充てられたのである。表面的には、A社グループの事業目的は経済的合理性があるようにみえるが、当該借入れを含む本件組織再編取引等の一連の行為を一つとしてみれば、H社を含むX社が果たした役割は、当該取引を実行するためにH社の当該余剰資金を利用する一つのコ



マにすぎなかったのである。

[3] 本件は、X社がH社を吸収合併することを前提とした一連の取引であるが、当該一連の取引の資金の流れは、上述の①～⑤のとおり、関係者間を一巡しているものの、その取引の実行に当たっては、関係者のどの法人にも資金がなく、どの法人を起点にしても取引を開始することができなかつたため、X社は、吸収合併をする前にH社の余剰資金（UMOの余剰資金を含む）をA社を通じて当該一連の取引に投入された資金を、仏法人F1社/F2社からの借入金及びX社自身の直接の親会社である蘭法人E社からの追加出資という形で受け取り、その資金でもってH社の親会社であるG社に対してH社の株式購入代金として支払ったものといえる。つまり、X社は、H社を吸収合併する前に、H社の株式を購入するために、H社の保有する余剰資金を利用することを目的として、A社を通じて当該資金を循環させており、その資金の流れは、明らかに不自然であるといえる。

そこには、本件取引を通じて、H社を含むX社は、仏法人F1社/F2社への借入金に係る支払利息を損金算入することができ、A社グループは、本件8つの目的以外にH社を含むX社の法人税を減少させるという隠れた目的があったのである。本件一連の取引は、吸収合併を実施する前に、資金循環を通じて、合併会社が、被合併会社の保有する余剰資金を利用して、被合併会社の株式を取得するというものであり、本件借入れは、一連の行為である本件組織再編取引等の一環（一つの取引）としてみた場合、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものといえ、本件は租税回避を目的とした“潜脱行為”であったと考えられる。A社グループ全体の組織再編の中で、デット・プッシュ・ダウンが行われたが、日本法人が果たした役割は、正にそこにあったものと考えられる。

A社グループ内の取引として実行されたデット・プッシュ・ダウンについて、Yは、控訴審において、本件組織再編取引等を行うスキームの中で、X社には、実質的に資金需要がなかつたにもかかわらず、グループ内の組織再編により買収資金という見かけ上の資金需要が作出され、本件組織再編取引等のキャッシュフローは、巨額の資金をX社を含むグループ内に還流させるだけのものであり、本件借入れのうち300億円は、H社ないしX社がA社グループに貸し付けた余剰資金300億円を回収して充てることができたと主張している。

これに対して、東京高裁は、「仮にその同族会社単体でみたときには当面の資金需要がなかつたとしても、当該企業集団として、企業集団全体の財務マネジメントその他の経営判断から、その同族会社において他の企業を買収する資金を負担することが合理的に必要なような場合には、その同族会社にとっても合理的な資金需要になると考えられる。」として、本件組織再編成等スキームに係る本件8つの目的を達成するためには、「A社グループの実情に即したものであり、グループ全体の財務マネジメントやその他の観点から、本件借入れが不合理とはいえない」と判示し、グループ内の組織再編により買収資金という見かけ上の資金需要が作出されたものではないと判断した。また、本件借入れの金額は、必要かつ相当な金額であったとして、余剰資金300億円は、H社がA社グループに貸し付けたものであり、そもそも本件合併前にX社が利用することができるものであったとは

いえないと判示している。

本判決は、本件借入れを含む本件組織再編取引として実行されたデット・プッシュ・ダウンについて、X社のみを経済的合理性の有無を判断する対象となる法人とするのではなく、X社が含まれる企業グループが行った一連の複数の取引ないし行為の一環としてなされた主体を念頭におきながら、経済的合理性があったと判断している。東京高裁の判断は、当該一連の取引の中で、その資金の流れをみつつも、経済的合理性の判断は、各取引を個別に検討を行った上で、経済的合理性があるとしている。しかしながら、当該一連の取引における資金の流れについては、H社の余剰資金がいかにか当該一連の取引の中で還流し、結果として、X社に借入金として渡り、H社の株式取得代金に充てられたのかを見落とししているものであると考ええる。また、東京高裁は、H社の余剰資金300億円は、H社がA社グループに貸し付けたものであり、そもそも本件合併前にX社が利用することができるものであったとはいえないと判示しているが、当該一連の取引の中で、H社の余剰資金の還流は、上述したとおり、明らかに不自然であり、本件は租税回避を目的とした“潜脱行為”であったといえる。

本判決は、グループ全体の財務マネジメントの観点から経済的合理性があったとしたものであり、税務上の観点からの判断がまったく欠如している。当該一連の取引における本件デット・プッシュ・ダウンの実行は、税務上の観点からみれば、A社グループ全体のグローバルなタックス・プランニングの中で、A社グループ全体の法人税を減らすために、日本法人の組織再編等を濫用したものというべきであり、本件は、本件借入れを含む本件組織再編取引等の全体を対象として、経済的合理性の有無を判断すべきであったと考えられる。

以上、本件取引は、組織再編成を含む企業再編というその形態や方法が複雑かつ多様であることを利用し、A社グループ全体の法人税を「不当」に減らすという租税回避の目的があったものと考えられ、租税回避の手段としてこれを濫用したものというべきであり、法人税法132条1項を適用して否認すべき事案であったと考えられるものである。

#### 4. おわりに

法人税法132条にいう同族会社等の行為又は計算の否認の適用対象は、従来の日本的・伝統的な家族経営の会社から、本件のようなグローバルに事業を展開する多国籍企業の中の日本法人までと様々である。本判決は、日本法人の組織再編も含めてグローバルに行った組織再編取引等の経済的合理性の有無と法人税法132条の適用が問題となったものであるが、各裁判所の判断によると、「その法人の行為又は計算」の判断対象は、基本的に「その法人」と限定的に読むことになる。ただし、本事件を通じて、控訴審、上告審では、この点についての明確な判示はなく、むしろ全体の取引を俯瞰してみる必要性が感じられる判決となっていると考えるのが本稿の基本的姿勢である。

法人税法132条の不当性要件については、一般にその判断基準として、①同族非同族対比基準、②経済的合理性基準の2つがある。さらに仮に本件が法人税法132条の2の適用まで広くとらえ、ヤフー事件の判示までをも考慮すると、③濫用基準もその射程に入ってくる。たとえば、本件控訴審、上告審では、経済的合理性の判断に当たり考慮事情や観点が示されており、ヤフー事件における判示内容の影響が窺われるところである。ただし、この濫用基

# ポストコロナは DXで生産性向上

— 経営承継研究会 —

中小企業診断士 野崎 芳信

## Question

我が社は、地方中核都市のマンション建築工事現場で、ゼネコンの下請け業務を行っています。地域柄人口減少は収まっているものの、従業員の高齢化が進んでいます。首都圏では、大型ビル建築でDX化が進んでいると聞いていますが、建設現場のDXの流れにどう対応していったら良いでしょうか。

コロナ禍以前の2018年の経済産業省「DXレポート」公表をきっかけに、DX（デジタルトランスフォーメーション）の議論が始まり、大手企業から取り組みが開始されました。コロナ禍により、DXへの取り組みが加速化し、商工会議所・商工会を中心に中小企業での取り組みも開始しています。

DXは、生産性向上を図る考え方（ツール）です。大企業での取り組みの全容を把握し、中小企業として、どう対応していくかを早めに検討していくことが肝要です。常に「何を目的に使うのか」という視点を忘れてはいけません。DXは、ITの活用を通じて、ビジネスモデルや組織を変革することです。

## 1 DXの定義

商工会議所・商工会の経営指導員研修において、DXは、以下のとおり定義されています。（定義） デジタル技術とビジネスモデル手法を用いて、ビジネスプロセスを変化させ、業務を効率化し、業績を改善すること

デジタル新技術活用で、業務全般のPDCAをより早く効果的に進めることができます。

DXの内容は、業種・規模・歴史によって多岐にわたっていますので、一般論では捉えきれず、個別論で解決に進んでいます。具体的な手引書は、デジタルガバナンス・コードとして、業種・項目別に細かく作成されています。

## 2 建設業の課題・解決方法に伴うDX

建設業界内においても、多様な仕事内容があることは、行政機構の許認可が29業種に細分化していることから分かります。解体工事業から建築一式業まで、関連業種では、廃棄物収集運搬業、砂利採取業などもあります。建築一式の元請け事業者として多くの専門業者と

準は、組織再編成に係る行為又は計算の否認規定における不当性要件の判断基準であり、濫用基準が、法人税法132条の2が組織再編成を利用した租税回避を防止するために設けられた制度であるということに鑑みれば、同条の適用対象は、やはり組織再編成に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担が減少した場合に限定されることになるため、本件における借入金の効果としての本件支払利息の損金算入については、濫用基準の適用は難しいものと考え、濫用基準の適用は正面から議論されるものではない。

そこで、まず①の同族非同族対比基準についてであるが、この点はいみじくも控訴審判決が示したとおり、本件組織再編取引等が当該企業グループの自律的判断に委ねられているものであり、これを独立当事者間の通常取引に相当する企業再編等の形態、方法を想定することは極めて困難である。したがって、①は本件の不当性の直接的な判断基準とならない点は、本稿も賛成である。

次に、②の経済的合理性基準であるが、これは、行為計算の主体ではなく、行為計算それ自体に着目してその行為計算の経済的合理性の有無を判断するものである。本件は、もっぱら不当性要件をこの②で判断しようとし、本件取引の正当な事業目的を本件8つの個々の目的につき、不合理・不自然性がないかどうかを吟味した。その中で第1審は、「相応の経済的合理性」があれば良しとするものとし、経済的合理性の高低で「不当」か否かは判断できないと判示し、かえってこの②の基準への不安定性を表明した。また、正当な事業目的を段階を経て個々に判断することは、合法的な各取引が複数集まったことにより非合法となるという不合理な結論に陥ることがないとする手法であろうが、本件判決は、本件組織再編取引における本件借入れに係る一連の取引の8つの目的について、経済的合理性の有無の検討を加えてはいるものの、それは8つの目的それぞれについての判断であり、本件一連の取引を切り取ったそれぞれについての判断に過ぎない。本件一連の取引全体を一つの取引として検討を加えていないことから、上述したとおり、本件資金の流れの不自然さに気づくことなく、本件全体のスキームの特異性という点を考慮しなかったのは誤りであると考えられる。

本件は、平成24年度の税制改正によって創設された過大支払利子税制適用前の事案であり、制度自体を遡及することはできないが、わが国における借入金の支払利息の計上は、それ自体をみると正当であるが、本件スキームはデット・プッシュ・ダウンへのわが国税制の不備の間隙を縫い、A社グループの一つのコマに過ぎないX社が、不自然な資金調達と資金の還元をぬって年間約40億円という巨額の支払利息の損金計上をすることで、わが国の法人税を「不当」に減少させることに成功したものである。

本判決は、X社が属する多国籍グループ全体にとっての経済的合理性をもとに、当該グループが展開する各国における事情をも考慮した上で、②の基準が判断されるといった新たな解釈を行った。その意味では意義ある判決といえるのかもしれないが、本稿は、このように個々の取引の経済的合理性の強調により全体像を見失ったときに、法人税法132条が認める税務署長の裁量権や解釈権がむしろ制限を受けることに賛成できないものである。